令和９・10 年度

国土交通省一般競争(指名競争)参加資格審査申請の手引き
(建設工事)

国土交通省大臣官房官庁営繕部、
国土交通省地方整備局　及び
国土交通省北海道開発局を除く

商号又は名称	
受 付 番 号	
受　　付　　印	

この手引きには、登録後の住所変更や代表者変更の場合の手続きなども記載されていますので、資格を有する間はお手元に保管しておいてください。

目　　次

１　国土交通省資格審査制度の概要
(1) 資格審査制度‥‥‥

1　国土交通省資格審査制度の概要

(1) 資格審査制度

国土交通省(大臣官房会計課所掌機関)が行う「建設工事」の一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、国土交通省大臣官房会計課所掌機関の部局長（「（別表）部局一覧表」に掲載されている「部局長」）が発行する資格決定通知書が必要です。

なお、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局においては、別途、独立した資格審査制度を設けていますので、それらの部局が行う「建設工事」又は「測量等」に係る競争入札に参加を希望する場合には、それぞれの機関にて資格審査を受け、資格決定通知書の交付を受ける必要がありますので、申請先が異なります。

(2) 登録主体

有資格者名簿への登録は、会社や個人のほか、事業協同組合、協業組合、共同企業体等であっても行うことができます。

ただし、一つの会社等が単独と共同企業体で、同じ部局に同じ業種で登録をすることはできません。

例：A株式会社　、A・B建設共同企業体(A株式会社・B株式会社)の場合、

×　：　官房会計課　←土木工事業登録―　A株式会社
　　←土木工事業登録―　A・B建設共同企業体

○　：　官房会計課　←土木工事業登録―　A株式会社
　　←建築工事業登録―　A・B建設共同企業体

○　：　官房会計課　←土木工事業登録―　A株式会社
　　航　空　局　←土木工事業登録―　A・B建設共同企業体

(3) 審査時期

「建設工事」及び「測量等」の資格審査は２年ごとの区切りで行われており、その区切られた２ヶ年度分の申請を前年度の 12 月～１月に一括して受け付けて審査を行う定期審査と、当該２ヶ年度の中途において随時に受け付けて審査を行う随時審査があります。

(4) 有効期間

今回は令和９･10 年度の区切りとなっていますので、定期審査により与えられた資格については令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間、随時審査によるものについては資格決定日から令和 11 年３月 31 日までの期間となります。

(5) 有効範囲

入札参加を希望する部局の有資格者名簿への登録により参加できる競争入札の範囲は、当該部局が行う一般競争入札又は指名競争入札のうち、登録された業種に係るものとなります。

(6) 欠格事項

次のいずれか一に該当する場合は、有資格者名簿への登録ができません。また、登録後に該当することとなった場合には、資格が取り消されることとなります。

① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条に該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第 32 条第１項各号に掲げる者

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっている者

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当する者を除く。)

② 予算決算及び会計令第 71 条第１項各号に該当すると認められる者

ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ ア～カのいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加されないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 当該一般競争に係る建設工事に関し、法律上必要となる資格を有していない者

④ 申請書及び添付書類(インターネット受付に係る申請データを含む。)の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

⑤ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

⑥ 商法その他法令の規定に違反して営業を行った者

⑦ 共同企業体で、その構成員に①から⑥までに該当する者を含む者

(7) 総合数値の算定の特例

原則として、総合評定値通知書の総合評定値(Ｐ)の値をもって総合数値としますが、次の一に該当する場合はこの限りではありません。

① 経常建設共同企業体(以下、共同企業体という。)

共同企業体の審査にあっては、各構成員の自己資本額、利益額、技術職員数、元請完成工事高を合算し他の項目については、平均をもって総合数値を再計算して評

点を得る。

また、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる場合に限り総合数値を 10%プラスに調整するものとする。

② 事業協同組合

中小企業等共同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合で、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合(以下、「官公需適格組合」という。)で総合数値の特例扱いを希望する場合については、共同企業体に準じて審査を行い総合数値を得るものとする。

③ 協業組合・企業組合

中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に基づく協業組合又は中小企業等協同組合法に基づく企業組合にあっては、施行実績が著しく劣る場合を除き、総合数値を 10%プラスに調整するものとする。

(8) 競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件

①定期審査

次の２つの条件をいずれも満たすもの。

a . 令和７年６月 16 日以降を審査基準日とするもので、かつ、令和７年６月 16 日以降を審査基準日とする総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの 。

b . 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。

（令和８年７月１日より「未加入」は経営事項審査を取得することが不可となっております）

②随時審査

次の２つの条件をいずれも満たすもの。

a . 申請をする日の１年７月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの

※令和９年１月 15 日（当日消印有効）までに限り、令和７年６月 16 日以降を審査基準日とするもので、かつ、令和７年６月 16 日以降を審査基準日とする総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものであれば条件を満たします。

b . 申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

（令和８年７月１日より「未加入」は経営事項審査を取得することが不可となっております）

(9) 申請方法

受付ごとの申請方法は以下のとおりです。

定期審査…「インターネット方式」、「文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）」、「電子メール方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）」

随時審査…「文書郵送方式」、「文書持参方式」、「電子メール方式」

①. 定期審査

ⅰ. インターネット方式

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

インターネット方式については、建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]をご確認ください。

ⅱ. 「文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）」、「電子メール方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）」

インターネット方式では対応していない申請（令和８年 10 月１日付け公示令和９･10 年度における国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格に関する公示「３．申請の時期」参照）に限り文書郵送方式又は電子メール方式となります。

申請書類の作成や提出等については、以下の「２　申請書類の作成」等に従い行ってください。

②. 随時審査（定期審査終了後（令和９年１月 16 日以降）、随時実施）

定期審査の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出を受け付けます。随時申請はインターネット方式で行うことができないため、文書郵送方式、文書持参方式及び電子メール方式にて受付を行います。

申請書類の作成や提出等については、以下の「２　申請書類の作成」等に従い行ってください。

２　申請書類の作成

(1) 申請書類(申請書及び添付書類)は、次のとおりとなっています。

①　申請書(様式１－１、様式１－２)

②　業態調書(様式２－１)

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成 27 年３月６日付け国会契第 177 号（最終改正平成 30 年５月 16 日国会契第 19 号）) により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を認めないこととなったことに伴い、本様式が必要となります。

③　業態調書(様式２－２)

国土交通省では、別紙のとおり「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者について、平成１７年１０月１日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っています。

つきましては、資格審査申請書類の一部として「当該要請に抵触して、平成１７

年１０月１日以降、新たに営業担当部署に就任した退職後５年が経過していない国土交通省退職者の氏名等」を徴収することに伴い、本様式が追加となります。

④　営業所一覧表(様式３)

⑤　総合評定値通知書の写し(上記１(8)「競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件」の①・②の条件をいずれも満たしているもの)

⑥　共同企業体等調書(共同企業体の場合又は官公需適格組合で総合数値の算定等の特例扱いを希望する場合。詳細については、１(7)参照。)(様式４)

⑦　納税証明書(次のいずれか該当の様式で、写しでも可)

法人…国税通則法施行規則別紙第９号書式その２、その３の３
「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書

個人…国税通則法施行規則別紙第９号書式その２、その３の２
「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書

※国税通則法施行規則別紙第９号書式その２を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、以下の書類を提出ください。

法人…法人税の申告に関する申出書（様式 13)

個人…所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書（様式 12)

※国税通則法施行規則別紙第９号書式その３を使用する場合

法人…未納税額(法人税、消費税及び地方消費税)のないことの証明書

個人…未納税額(申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税)のないことの証明書

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

⑧　建設共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合)

⑨　合併等により新たに設立された会社等であることを証明する書類(合併等後５年未満で、総合数値の算定の特例扱いを希望する場合。詳細については、１(7)参照。)

⑩　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書(グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合。)

⑪　委任状(行政書士等の代理申請による場合)

⑫　１(7)に定める特例を希望する場合は以下の書類

(7)①　共同企業体協定書及び合併等に関する計画書(特例を希望する場合のみ)

(7)②　経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書

なお、公的機関の証明書については、申請日より３ヶ月前までのものを有効と致します。それ以前のものの場合、再度提出していただくことになりますのでご注意ください。

(2)　申請書類の作成

記載例を参考として、次の手順で作成してください。なお、申請書類の記載事項の基

準日は、申請時点において終了している直近の事業年度の最終日となっています。(経営事項審査の基準日と同一です。)

① 申請書(様式１)の記載方法

ア 様式内の各欄のうち、※印の付された個所には、何も記入しないでください。

イ 合併による合併時特例計算適用を希望する場合には、申請書上部の余白にその旨を朱書きしてください。

ウ 「01 １新規／２更新」欄については、記載不要です。

エ 「02 受付番号」、「03 業者コード」、「05 申請者の規模」欄には、何も記入しないでください。

オ 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号(８桁)を総合評定値通知書(建設業法第 27 条の 29 第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。) から転記してください。

カ 「06 適格組合証明」欄には、申請者が経済産業局長又は沖縄総合事務局長が行う官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合等である場合に、当該官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。

キ 申請文中「令和 年度」の箇所には、申請の時期に応じ下表のとおり記入してください。

審査の種類	申請の時期	記入事項
定期審査	令和８年12月１日～令和９年１月15日	令和９・10年度
随時審査	令和９年１月16日～３月31日 令和９年度中	
	令和10年度中	令和10年度

ク 申請文中「貴 」の箇所には、複数の部局への登録を希望する場合には「貴省」と、登録を希望する部局が１箇所のみの場合には「(別表)部局一覧表」中の当該希望部局の「申請文」欄に掲げるとおり記入してください。

ケ 宣誓文の下「令和 年 月 日」の箇所には、申請書類を提出する日付を記入してください。

コ 「令和 年 月 日」の下「 殿」の箇所には、複数の部局への登録を希望する場合には「国土交通省大臣官房会計課長」と、登録を希望する部局が１箇所のみの場合には、「(別表)部局一覧表」中の当該希望部局の「部局長」欄に掲げるとおり記入してください。

サ 「07 本社(店)郵便番号」欄には、本社又は本店の所在地の郵便番号を記入してください。

シ 「08 法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（１３桁）を入力してください。

※　法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合がありますので、誤りのないように正確に入力してください。

※　個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。

※法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。
https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

ス　「09　本社(店)住所」から「15　本社(店)FAX 番号」までの各欄は、以下のとおり左詰めで記入してください。なお、フリガナの欄は、カタカナで記載し、濁点及び半濁点は１文字として扱ってください。

(ｱ)　「09　本社(店)住所」欄には、本社又は本店の住所を都道府県名から記入し、丁目、番地は「－(ハイフン)」により省略して記入してください。

フリガナは、都道府県名を省略して記入し、丁目、番地は記入しないでください。

申請者が外国事業者の場合は、本社又は本店の住所を国名から記入し、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外(「08　本社(店)住所」の上「07　本社(店)郵便番号」の右横)に記載してください。

(ｲ)　「10　商号又は名称」欄には、本社又は本店の商号又は名称を記入し、「株式会社」等の法人の種類については下表の略号を用いて記入してください。

フリガナは、「株式会社」等の法人の種類を省略して記入してください。

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）
公益社団法人	（公社）	特例財団法人	（特財）	特例社団法人	（特社）

事業者が外国事業者の場合で、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記入は不要です。

(ｳ)　「11　代表者氏名」欄には、本社又は本店の代表者役職氏名を記入し、氏名及びそのフリガナについては、姓と名との間を１文字あけて記入してください。

(ｴ)　「12　担当者氏名」欄には、本社又は本店の担当者氏名を記入し、氏名及びそのフリガナについては、姓と名との間を１文字あけて記入してください。

申請者が外国事業者で日本国内に連絡場所がある場合には、当該場所の担当者氏名を記入してください。

(ｵ)　「13　本社(店)電話番号」、「14　担当者電話番号」(必要があれば内線番

号)欄及び「15　本社(店)ＦＡＸ番号」欄には、本社又は本店の担当部署の電話番号及びＦＡＸ番号を記入し、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、(　)は使用しないでください。

申請者が外国事業者で日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地の電話番号及びＦＡＸ番号を記入してください。

セ　「16　電子入札用ＩＣカードの登録番号」欄については、記載不要です。

ソ　「17　メールアドレス」欄には、契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。

タ　「18　申請代理人」欄には、行政書士等の代理人による申請を行う場合に記入してください。この場合の申請の代理とは、申請者本人が代理人に申請手続きの代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことです。その際、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

チ　「19　外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に該当する会社区分の番号(１、２、３のいずれか)を○で囲い、［　］内に外国名を、(　)内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。

なお、「２　日本国籍会社(外資比率 100%)」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

ツ　「20　営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数(１年未満切り捨て)を記入してください。

なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び構成員の平均年数(１年未満切り捨て)をそれぞれ記入してください。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が５年未満の場合は、「20 営業年数」の欄の上に「合併等後○年○ヶ月」と記載してください。

テ　「21　総職員数」欄には、申請日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記載してください。

ト　「22　設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載してください。（個人については、記載不要です。）

ナ　「23　みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業」又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業」若しくは「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業」のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）の場合は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れてください。

二　「24　完成工事高」の各欄については、以下のとおり記載してください。

(ｱ)　「①競争参加資格希望工種区分」欄は、左右に２分して、下表に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種の略称を左側に、コードを右側に記入してください。

契約の種類	コード	略称	業種区分	業種区分
土木工事業	１０１	土木	土木工事業	建設業法第２条別表第１による区分とする
建築工事業	１０２	建築	建築工事業	
専門工事	２０１	電気	電気工事業	
	２０２	管	管工事業	
	２０３	鋼構	鋼構造物工事業	
	２０４	舗装	舗装工事業	
	２０５	塗装	塗装工事業	
	２０６	防水	防水工事業	
	２０７	内装	内装仕上工事業	
	２０８	機械	機械器具設置工事業	
	２０９	電通	電気通信工事業	
	２１０	造園	造園工事業	
	２１１	水道	水道施設工事業	
	２１２	消防	消防施設工事業	
	２１３	清掃	清掃施設工事業	

(ｲ)　「②年間平均完成工事高」欄には競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上してください。また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績を含めた完成工事高を記載してください。

※　測量等、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めない。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績も含める事はできません。

また、申請者が共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合数値の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額を、それぞれ記入してください。

なお、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じです。

(ｳ)　「③申請を希望する部局」欄については、複数の部局への登録を希望する場合に、同欄の最上部（番号 01～15 の直下部）に希望する部局のコード（（別表）部局一覧表のコード参照）を縦書きで記入してください。希望する部局が多数あり枠数を超える場合は、適宜一括コード（60～64）を使用し、枠数内で記入し

てください。希望部局コードを記入した欄よりも下欄及び合計欄への記載は不要です。

② 添付書類の作成方法

申請書類に虚偽の記載、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で以下の業態調書を作成してください。

ア 業態調書(様式２－１)

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

１．資本関係

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※子会社等又は子会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出してください。

※親会社等は建設業者に限らず、持株会社等も記載の対象となります。子会社等は建設業許可を有する建設業者に限ります。ただし、国土交通省の有資格者であるかどうかは問いません。

２．人的関係

① 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。ただし、当該会社等がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出してください。

また、共同企業体の場合は、原則として、上記関係が認められる場合には同一入札に参加することができませんが、上記関係が認められる者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合には、同一入札に参加することができます。

一定の資本関係・人的関係について、以下のとおり記載してください。

(ｱ) 資本関係に関する事項の「親会社等・所属する組合」欄については、申請者の親会社等について記入してください。なお、親会社等とは建設業者に限らず、持株会社も記載の対象となります。また、親会社等が３社以上ある場合には、関係が近いものから２社を記入してください。記入できない場合でも、同一入札への参加はできませんのでご注意ください。

(ｲ) 「親会社等－建設業許可番号」欄には、親会社等が建設業許可を受けている場合に記入し、受けていない場合には「なし」と記入してください。

(ｳ) 「親会社等－本社(店)電話番号(代表)」欄には、親会社等の代表の電話番号を左詰めで記入し、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、(　)は使用しないでください。

(ｴ) 「親会社等－更生会社・再生手続中の会社」欄には、当該親会社等が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合には、「○」印を付してください。

(ｵ) 「親会社等－商号又は名称」欄は、左詰めで記入し、株式会社等法人の種類を表す文字については、２(2)ｽ(ｲ)の表の略号を用いて記入してください。(　)はそれぞれ１マスとします。該当する会社がない場合には、「なし」と記入してください。

(ｶ) 「親会社等－本社(店)住所」欄は、左詰めで記入し、丁目、番地は「－(ハイフン)」により省略して記載してください。

　申請者が外国事業者の場合は、本社又は本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。

(ｷ) 「子会社等」欄については、当該子会社等が有資格者であるかは問わず、建設業者に限って記入してください。

(ｸ) 「子会社等－建設業許可番号」、「子会社等－商号又は名称」欄は、左詰めで記入し、株式会社等法人の種類を表す文字については、2(2)ｽ(ｲ)の表の略号を用いて記入してください。子会社等がない場合には「なし」と記入してください。

(ｹ) 役員の兼任に関する事項については、申請者の役員のうち、他の建設業者(有資格者でないものも含む。）の役員を兼任している役員（以下「兼任役員」という。）を記入してください。

(ｺ) 「役職名」欄には、兼任役員の申請者における役職を記入してください。「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」又は「その他」のいずれかを記入し、役員の名称が上記と異なる場合でも職務権限等が上記に該当する場合には、上記の名称のうち該当するものを記入してください。

(例)　代表取締役社長 →「代表取締役」、専務取締役 →「取締役」

　なお、「取締役」には社外取締役も含みます。また、「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため記入しないでください。

(ｻ) 「兼任役員の氏名」欄は、左詰めで、姓と名前の間は１文字あけて記入してください。該当する役員がいない場合には、「なし」と記入してください。

(ｼ) 「兼任先の建設業許可番号」、「兼任先の商号又は名称」欄は、左詰めで記入し、株式会社等法人の種類を表す文字については、2(2)ｽ(ｲ)の表の略号を用いて記入してください。

(ｽ) 「兼任先での役職」欄は、兼任役員の兼任先における役職を、上記の(ｺ)と同様に記入してください。

イ　業態調書(様式２－２)

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者について、平成 17 年 10 月１日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。

ついては、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書を作成してください。

(ｱ) 「該当の有無」の欄は、該当する項目に「レ」をつけてください。

(ｲ) 「平成 17 年 10 月 1 日以降に営業部署についた者の氏名」の欄には、社内異動及び新規採用は問わず、国土交通省退職者で平成 17 年 10 月 1 日以降に営業職に就いた者の氏名を記入してください。なお、平成 17 年 10 月 1 日以前から営業担当部署に就いている者は、対象となりませんのでご注意ください。

(ｳ) 「平成 17 年 10 月 1 日以降における役職」の欄には、該当者の役職名(営業担当部署)を記入してください。

(ｴ) 「営業部署への就任年月日」の欄には、該当者が営業担当部署に就いた年月日を記載してください。(把握している範囲で記入してください。)

(ｵ) 「国土交通省における退職時の官職」の欄には、該当者の国土交通省在籍時の官職を記載してください。(把握している範囲で、できるだけ詳しく記入してください。)

※記入にあたっては、「国土交通省」は記入しないでください。

(例：○○運輸局○○運輸支局○○課長)

ウ　営業所一覧表(様式３)

申請日現在の営業所又は支店等の所在地について、以下のとおり記載してください。営業所又は支店等とは、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所のことをいいます。様式１－１の０９・１０に記載した本社・本店・主たる営業所は記入しないでください。また、本社・本店のみで営業所又は支店等がない場合は、余白に「該当なし」と記入してください。

なお、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(ｱ) 「番号」欄には、何も記入しないでください。

(ｲ) 「営業所名称」及び「郵便番号」欄には、営業所又は支店等の名称及びその所在地の郵便番号を、それぞれ記入してください。

(ｳ) 「所在地」欄には営業所又は支店等の所在地を上段から左詰めで記入してください。所在地は都道府県名から記入し、丁目、番地は「－(ハイフン)」により省略して記入してください。

(ｴ) 「電話番号」欄及び「ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡ

Ｘ番号をそれぞれ左詰めで記入し、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、(　)は使用しないでください。

エ　建設共同企業体協定書の写し

建設業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しとなります。

オ　総合評定値通知書の写し(上記１(8)「競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件」の①・②の条件をいずれも満たしているもの)

また、申請者が共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合数値の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ添付してください。

※経営状況(Ｙ)及び総合評定値(Ｐ)の記載のないものは受け付けられません。

※「経営規模等評価結果通知書」では受け付けられません。

カ　共同企業体等調書(様式４)

申請者が共同企業体である場合又は官公需適格組合で総合数値の算定等の特例扱いを希望する場合に必要となります。

共同企業体の場合は構成員が５事業者まで、官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が４事業者までの場合には、共同企業体等調書(その１)のみを作成してください。この場合、様式中「⑥or 計」とあるのは、「計」と考えて作成してください。

上記を超える事業者からなる場合には、共同企業体等調書(その１)及び(その２)の両方が必要となります。この場合、様式(その１)中「⑥or 計」とあるのは、「⑥」と考えて作成してください。

各欄については、以下のとおり記載してください。

(ｱ)　「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る技術職員数を、「１級」、「(講習受講)」、「基幹」、「２級」及び「その他」の「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降の各欄の合計数値を「計」欄に記入してください。なお、官公需適格組合の場合は、組合の数値を「①」欄に記入し、「②」以降に審査対象事業者の数値を記入してください。

(ｲ)　「年間平均完成工事高」欄には、申請書(様式１)中「24　完成工事高」の「②年間平均完成工事高」欄に記載した合計金額を転記してください。

(ｳ)　「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段に、「利益額」欄に記載されている数字を下段に、それぞれ(ｱ)と同様の要領により転記してください。

(ｴ)　「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Ｙ)」欄に記載されている点数を(ｱ)と同様の要領により転記してください。

(ｵ)　「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点(Ｗ)」欄に記載されている点数を(ｱ)と同様の要領により転記してください。

キ　合併等により新たに設立された会社等であることを証明する書類の写し

合併等契約書、営業譲渡等契約書、登記簿謄本(合併等後)、取締役会議事録等が掲げられます。

なお、点数加算措置については、登録を希望する工事種別に対して、合併前の合併当事会社がそれぞれ国土交通省大臣官房会計課所掌機関の有資格者であり、工事種別ごとの等級区分については、合併前当事会社が同一若しくは直近の等級に格付けされている場合等に限られますので、ご注意ください。

また、「合併等により新たに設立された会社等」とは、次の(ｱ)から(ｵ)に掲げる会社等をいいます。

(ｱ) 合併により新たに設立された場合における新設会社(「合併新設会社」といいます。) 又は、合併により、その一方が存続した場合における存続会社(「合併存続会社」といいます。)

(ｲ) 親会社等がその営業(建設業)の一部を独立させるために新たに子会社等を設立し、子会社等が親会社等の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社等の当該営業部門が廃止され、又は休止された場合における子会社等

(ｳ) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社(「承継譲渡会社」といいます。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社(「承継譲受会社」といいます。)

(ｴ) 既存の建設業者が他の建設業者から営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者(「譲渡会社」といいます。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者(「譲受会社」といいます。)

(ｵ) 営業(建設業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社(以下「分割会社」という。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社(分割承継会社)

(なお、詳細については、国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室までお問い合わせください。)

ク　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し

グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合については、国土交通大臣が認定した「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定」の写しを添付してください。

(なお、詳細については、国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室までお問い合わせください。)

ケ　納税証明書

法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の未納のないことについて税務官署が発行する証明書です。

※ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できな

い場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を添付してください。

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

コ　委任状

行政書士等により代理申請する場合に、必ず次の要件を満たす委任状の正本を提出してください。

【委任状の要件】

(ｱ)　委任状の日付が申請から３ヶ月以内のもの。

(ｲ)　委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。

(ｳ)　受任者が行政書士の場合は、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。

(ｴ)　委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。

(委任状の例)

委　　任　　状

受　任　者
　住　　所
　登録番号
　氏　　名

私は上記の者を代理人と定め、国土交通省大臣官房会計課所掌機関に関する一般競争(指名競争)参加資格申請について、次の権限を委任します。

委任事項
　１．申請書類の作成
　１．申請代理
　１．記載事項の訂正

令和　　年　　月　　日
委　任　者
住　　所
商号又は名称
代表者氏名

③　証明書類の様式と証明年月日

納税証明書については、税務官署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時より３ヶ月以内のものを使用してください。

④　証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えありません。

⑤　外国事業者が申請する場合の提出書類等

ア　申請書類中に外国語で記載された事項がある場合には、日本語の訳文を添付してください。

イ　申請書類中に記載する金額は、基準日における出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により、邦貨に換算して得た額を用いてください。

(3) 申請書類のセットの仕方※郵送、持参方式の場合

①　この「手引き」の表紙は、受付票としての機能も兼ねていますので、持参方式による場合で受領印が必要な場合は、表紙にある「商号又は名称」欄に、申請者の商号又は名称を記入したうえで提出してください。受付窓口で、受付印を押印して返却します。

②　(2)のとおり作成した申請書類を、(1)の①～⑫の順番にそろえてください。

③　郵送方式による場合で受領印が必要な場合は、①の「手引き」の表紙ではなく、代わりに官製はがきに返信先を記入し、裏面は白紙のまま、申請書と一緒に郵送してください。受付印を押印して返送いたします。

３　申請書類の提出

(1) 提出先

登録を希望する部局が１箇所のみの場合には当該希望局の受付窓口へ、複数の部局への登録を希望する場合には国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室へ提出してください。

(2) 提出方法及び提出時期

申請は、インターネット方式（定期受付時のみ）、郵送方式、持参方式、又は電子メール方式のいずれか１つの方法により行ってください。

①　郵送方式

定期審査にあっては、インターネット方式では対応していない申請に限り令和８年 12 月１日から令和９年１月 15 日まで(令和９年１月 15 日の消印のあるものまで有効)受け付けます。また、定期審査の申請に間に合わなかった場合は、令和９年１月 16 日以降随時に申請することができます。

申請者は、郵送受付期間内(消印有効)に申請書類に受付通知用はがき(返信先を記入)を同封して書留郵便で郵送してください。その際、封筒の表面左下には朱字で「資格審査申請書類在中」と明記してください。郵送後１ヶ月を経過しても受理通

知が届かない場合には、提出部局にお問い合わせください。また、申請者において必ず申請書類のコピーを保管しておいてください。

申請書類が郵送受付期間内(消印有効)に到着し、かつ、申請書類の記載内容に不備や誤記等がない場合には、申請を受け付け、受理通知を送付します。申請書類が郵送受付期間内に到着しなかった場合や消印が郵送受付期間を超過した日付であった場合、申請書類の記載内容に不備や誤記等がある場合には、提出先に修正が必要な書類を再度郵送等していただくことになります。

なお、定期審査にあっては、令和９年１月 15 日までに補正していただかないと定期審査での競争参加資格の決定はできなくなります。

注)一度受け付けた申請内容の変更は、変更届以外ではできません。また、定期審査で受け付けた申請内容の変更届の受付は令和９年４月１日からとなります。

変更届については、下記５を参照してください。

② 持参方式

随時審査にあっては、令和９年１月 16 日以降に申請することができます。

申請書類を受け付ける際に、記載内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、可能な限り質問に答えられる方が持参してください。

② 電子メール方式

定期審査にあっては、インターネット方式では対応していない申請に限り令和８年 12 月１日から令和９年１月 15 日まで(最終日の 16 時受信分まで有効)受け付けます。また、定期審査の申請に間に合わなかった場合は、令和９年１月 16 日以降随時に申請することができます。

随時審査にあっては、令和９年１月 16 日以降に申請することができます。持参又は郵送にて提出する書類一式を電子メールにて送付することによる随時申請を受け付けます。

提出が必要な書類は、持参又は郵送による提出書類と同じです。当手引きの該当箇所をご確認ください。

申請書以外の添付書類はスキャナーを使用して PDF にしたものを提出してください。

メール件名を随時申請提出の場合は「資格申請書類の提出（申請者の商号又は名称）」、変更届提出の場合は「変更届の提出（申請者の商号又は名称）」と記載してください。

メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。

受付通知票の提出は必要ありません。申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。

注意事項 ※必ず下記事項を確認の上申請してください。

ｉ 添付書類のデータサイズが２０ＭＢを超える場合、受付側でメールを受信できません。

２０ＭＢを超過する場合は添付書類を複数メールに分けて提出してください。

ⅱ　「電子メール方式」による申請を行った場合には、受付通知は申請書の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。
※メール送信後２週間を経過しても、受付通知メールによるお知らせがない場合には、受付担当部局にお問合せください。

ⅲ　添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。

電子メール申請の申請書類及び変更等の届出の提出先

登録を希望する（登録をしている）部局が１箇所のみの場合には「（別表）部局一覧表」に記載の当該希望部局のメールアドレスに提出してください。

複数の部局への登録を希望する場合には国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室（hqt-zuiji@ki.mlit.go.jp）に提出してください。

4　審査結果の通知

資格審査の結果は、登録を希望した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長から、複数の部局への登録を希望した場合には大臣官房会計課長から「資格決定通知書」が申請者に対し通知されます。資格決定通知書には、登録業種及びその等級、登録部局、有効期限などが記載されています。なお、本社名あてで郵送いたしますので、紛失することのないようご注意ください。

5　変更等の届出

(1) 変更の届出

有資格者名簿に登録された法人又は個人が、下表左欄に掲げる事項に変更があった場合には、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式１４)に同表右欄に掲げる書類を添付して、大臣官房会計課所掌機関のうち登録を希望した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長へ、複数部局への登録を希望した場合には大臣官房会計課長へ提出してください。また、変更届の提出は、郵送・持参・電子メールいずれでも可能です。

なお、変更届が受理され、既に通知されている資格決定通知書の記載内容に変更が生じる場合(本店の住所、本店の商号又は名称、希望業種の変更をいう)を除き、名簿の訂正等がなされた旨の通知は改めてしませんので、受理確認を希望される方は変更届を提出する際に当該変更届の写しを提示していただければ、受付窓口において当該変更届の写しに受付印を押印して返却しますので、これをもって受理の確認とさせていただきます。

ただし、変更届を郵送により提出する場合にこの措置を希望するときは、切手を貼

付した返信用封筒を同封してください。

また、変更届を電子メールで提出する場合には、受付通知は電子メールにてお知らせします。

注)変更届右上の資格決定通知書の整理番号欄には、資格決定通知書の右上にある10桁の整理番号を記入してください。

変　　更　　事　　項		添　付　書　類
法人の場合	本店の住所(市町村合併による変更を含む)	登記事項証明書(の写し)
	本店の商号又は名称	登記事項証明書(の写し)
	電話番号及びＦＡＸ番号	不要
	代表者の氏名	登記事項証明書(の写し)
	許可・登録等の状況	許可・登録等の証明書(の写し)
	営業所の名称、所在地、電話番号	不要
	業態調書(様式２－１)の記載内容(資本関係、役員の兼任に関する事項)	不要
	希望業種の追加	総合評定値通知書(の写し) (その業種に係る最新のもの)
個人の場合	住所	住民票(の写し)
	氏名	戸籍簿謄本(の写し)
	電話番号及びＦＡＸ番号	不要
	許可・登録等の状況	許可・登録等の証明書(の写し)

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から３ヶ月前までのものを有効とします。

※資格有効期間内に新しい審査基準日の総合評定値通知書を取得された場合や、建設業の許可替え・許可の更新の場合には、特に業種等に変更がなければ変更届を出す必要はありません。

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

(2) 希望部局追加の申請

営業所等の新設などの理由により、競争参加を希望する部局の追加を希望する場合には、希望部局追加申請書(様式１５)を、大臣官房会計課長へ提出することにより、当該追加希望部局の有資格者名簿に登録することができます。希望部局追加申請書の提出は、郵送・持参・電子メールいずれでも可能です。

なお、希望部局追加申請書が受理されたことにより追加希望部局の有資格者名簿への登録がなされると、新しく資格決定通知書を再送いたします。

(3) 廃業等の届出

有資格者名簿に登録された法人又は個人が、下表左欄に掲げる事項に該当した場合には、同表中欄に掲げる方が同表右欄に掲げる書類を添付して、その旨の届出(任意様式)を提出してください。ただし、一度資格を取消しますと一定の事由以外は当該期間内の再申請はできませんのでご注意ください。提出先は、登録を希望した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長、複数部局への登録を希望した場合には大臣官房会計課長となります。

なお、これらの届出は郵送・持参・電子メールいずれでも可能です。

廃業等の事由		届出者	添付書類
法人の場合	合併による消滅	役員であった者	登記事項証明書又は建設業許可の廃業届の写し
	破産による解散	破産管財人	〃
	合併又は破産以外の事由による解散	清算人	〃
	廃業	役員又は役員であった者	〃
個人の場合	死亡	相続人	建設業許可の廃業届の写し
	廃業	本人	〃
	個人から法人への移行		通常の申請に必要な書類

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

(4) 資格決定通知書再発行の請求

万が一、資格決定通知書を紛失してしまった場合、資格決定通知書が届かなかった場合に限り、資格決定通知書を再発行いたします。「資格審査決定通知書再発行請求書」に、再発行理由、商号又は名称、代表者氏名及び役職、住所、担当者氏名、担当者電話番号及びメールアドレスを記載した上で、郵送又は電子メールにて、登録した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長へ、登録した部局が複数の場合には大臣官房会計課長へ提出してください。なお、郵送かつ登録した部局が１箇所のみの場合には、切手を貼付し返信先を記入した返信用封筒を同封してください。

「建設工事」「測量等」の両方の資格決定通知書の再発行を希望する場合は、「資格審査決定通知書再発行請求書」を「建設工事」「測量等」のそれぞれの分を作成し、２通提出してください。

資格決定通知書の送付先は日本国内のみ指定可能です。

(5) 合併等による再申請

合併等により商号変更が生じた場合、又は個人が新たに法人を取得した場合は、再申請となります。

この場合には、通常の申請時に必要な書類の他に合併等契約書(その他事実を証明

できる書類)、全該当会社の納税証明書、登記事項証明書、資格取消届(現資格を取り消すため、消滅会社と承継会社の資格取消届が必要)を、当初登録した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長へ、当初登録した部局が複数の場合には大臣官房会計課長へ提出することにより登録することができます。

６　その他

最後に資格審査制度の全体の流れを示しますので、参考にしてください。

また、申請書類の作成等について不明な点がありましたら、受付窓口にご相談ください。

（別 紙）

平成17年10月1日
国 土 交 通 省

国土交通省退職者の特定部署への就職自粛等の要請について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、国土交通省としましては、効果的な再発防止策を緊急に検討するため、入札談合再発防止対策検討委員会を設置し、「入札談合の再発防止対策について」をとりまとめ、平成１７年７月２９日付けで公表し、その推進に取り組んでいるところであり、各企業等におかれても、談合を行うことがないことはもちろんのこと、談合と誤解されるような活動等についても行われるようなことがないようお願いいたします。

また、上記の防止対策において、日本道路公団発注の鋼橋事業に係る談合事案において発注者である同公団の退職者や職員が深く関与していたとして逮捕・起訴された事態を重く受け止め、公共工事の入札・発注における国土交通省と受注企業との関係について国民から無用の疑念を抱かれるようなことがないよう、当省退職者の再就職に関し、（１）重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛、（２）直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛等の措置をとったところでありますが、更に下記の措置を要請させて頂くことと致しました。

該当する企業等におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力頂けるようお願いいたします。

記

国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業（注１）のうち、当省発注の公公工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者（注２）について、平成１７年１０月１日以降は、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請する。

注１）国家公務員法第１０３条第２項に規定する「密接な関係」と同様な考え方であり、以下のいずれかに該当する営利企業がこれに該当する。

① 国土交通省が有する法令に基づく行政上の権限の対象とされている営利企業

② 職員の離職の日から５年さかのぼった日の属する年度以降の年度（その日の属する年度にあっては、その日以降の期間に限る。）のうちいずれかの年度において国土交通省との間に締結した契約の総額が２千万円以上である営利企業

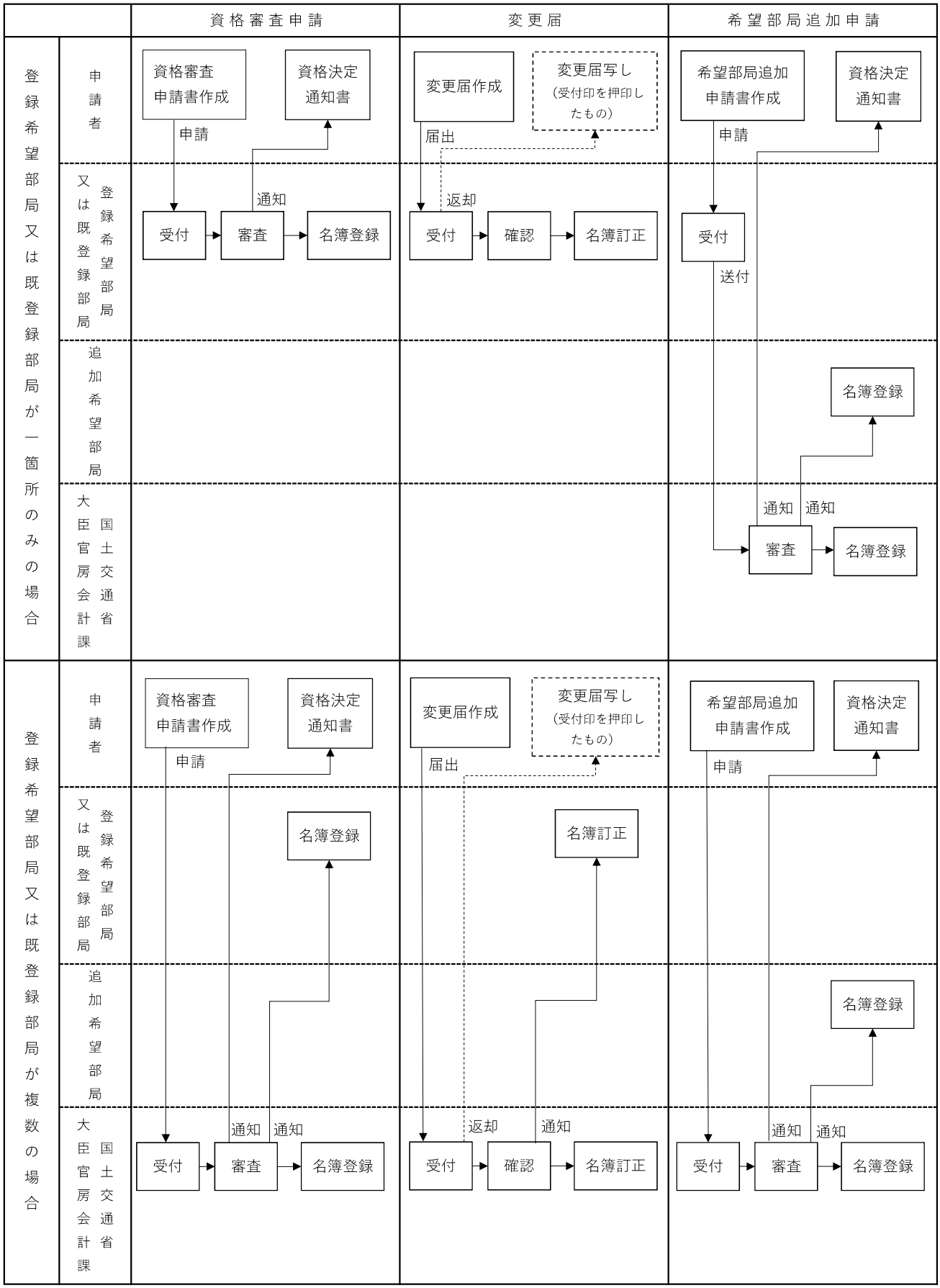
③ 国土交通省による行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第６号に掲げる行政指導の対象とされている営利企業

④ ①から③までに掲げる営利企業の商法（明治３２年法律第４８号）第２１１条の２第１項に規定する子会社である営利企業

⑤ ①から④までに掲げる営利企業と同様の事情のあると認められる営利企業

注２）退職後５年が経過していない国土交通省退職者とは、国土交通省職員として採用された経歴を有する者（交流人事や任期付採用により国土交通省に一時期在職した者は除く。）で、最終的に国土交通省を退職した時点から５年を経過しない者をいう。

資格審査事務の流れ



※フロー中、破線で示した部分については、申請者が希望する場合にとられる措置です。

（別表）部局一覧表

コード・略称				部局	部局長	申請文	郵便番号	住所		電話番号(内線)	メールアドレス
一括		個別									
		1	官会	大臣官房会計課	大臣官房会計課長	貴課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	中央合同庁舎第３号館	03-5253-8111(21834)	hqt-zuiji@ki.mlit.go.jp
60	全運	2	北運	北海道運輸局	北海道運輸局長	貴局	060-0002	札幌市中央区北2条西19-8	札幌第４合同庁舎	011-290-2713(直通)	hkt-shikaku_shinsa@gxb.mlit.go.jp
		3	東運	東北運輸局	東北運輸局長	貴局	983-8537	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	仙台第４合同庁舎	022-791-7506(直通)	tht-shikakushinsa@ki.mlit.go.jp
		4	関運	関東運輸局	関東運輸局長	貴局	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	横浜第２合同庁舎	045-211-7207(直通)	ktt-eizenpic@gxb.mlit.go.jp
		5	信運	北陸信越運輸局	北陸信越運輸局長	貴局	950-8537	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	新潟美咲合同庁舎２号館	025-285-9150(直通)	hrt-hokushin_kaikei@ki.mlit.go.jp
		6	部運	中部運輸局	中部運輸局長	貴局	460-8528	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	名古屋合同庁舎第１号館	052-952-8004(直通)	cbt-soumubu-kaikeika@ki.mlit.go.jp
		7	近運	近畿運輸局	近畿運輸局長	貴局	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6406(直通)	kkt-kensetsusokuryo@ki.mlit.go.jp
		8	神運	神戸運輸監理部	神戸運輸監理部長	貴監理部	650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	神戸第２地方合同庁舎	078-321-3143(直通)	kbm-kyousou-shikaku@gxb.mlit.go.jp
		9	国運	中国運輸局	中国運輸局長	貴局	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀6-30	広島合同庁舎第４号館	082-228-3435(直通)	cgt-chugoku-kanzai@gxb.mlit.go.jp
		10	四運	四国運輸局	四国運輸局長	貴局	760-0019	香川県高松市サンポート3-33	高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6717(直通)	skt-kaikei@ki.mlit.go.jp
		11	九運	九州運輸局	九州運輸局長	貴局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡合同庁舎新館	092-472-2314(直通)	qst-kaikeika@ki.mlit.go.jp
61	全空	12	航空	航空局	航空局長	貴局	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	中央合同庁舎第３号館	03-5253-8111(48655)	hqt-jcabkeiyaku03@ki.mlit.go.jp
		13	東空	東京航空局	東京航空局長	貴局	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-15	九段第２合同庁舎	03-6880-1505(直通)	cab-keiyaku01e@ki.mlit.go.jp
		14	阪空	大阪航空局	大阪航空局長	貴局	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	大手前合同庁舎	06-6937-2708(直通)	cab-osakakeiyaku@ki.mlit.go.jp
62	全保	15	保庁	海上保安庁	海上保安庁総務部長	貴庁	100-8976	東京都千代田区霞が関2-1-3	中央合同庁舎第３号館	03-3591-6361(2880)	jcg-hyoshitsu3@gxb.mlit.go.jp
		16	保大	海上保安大学校	海上保安大学校長	貴校	737-8512	広島県呉市若葉町5-1		0823-21-4961(222)	murakami-y942c@mlit.go.jp
		17	保校	海上保安学校	海上保安学校長	貴校	625-8503	京都府舞鶴市字長浜2001		0773-62-3520(228)	jcg-shokyu@gxb.mlit.go.jp
		18	一管	第一管区海上保安本部	第一管区海上保安本部長	貴保安本部	047-8560	北海道小樽市港町5-2	小樽地方合同庁舎	0134-27-0118(2223)	jcg-1keiri-nyushin@gxb.mlit.go.jp
		19	二管	第二管区海上保安本部	第二管区海上保安本部長	貴保安本部	985-8507	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	塩釜港湾合同庁舎	022-363-0111(2223)	jcg-2keiri@gxb.mlit.go.jp
		20	三管	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部長	貴保安本部	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	横浜第２合同庁舎	045-211-1118(2223)	jcg-3keiri4@gxb.mlit.go.jp
		21	四管	第四管区海上保安本部	第四管区海上保安本部長	貴保安本部	455-8528	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	名古屋港湾合同庁舎　別館	052-661-1611(2223)	jcg-4keiyaku@gxb.mlit.go.jp
		22	五管	第五管区海上保安本部	第五管区海上保安本部長	貴保安本部	650-8551	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	神戸第２地方合同庁舎	078-391-6555(2223)	jcg-5keiri5@gxb.mlit.go.jp
		23	六管	第六管区海上保安本部	第六管区海上保安本部長	貴保安本部	734-8560	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	広島港湾合同庁舎	082-251-5111(2223)	nakamura-d948u@mlit.go.jp
		24	七管	第七管区海上保安本部	第七管区海上保安本部長	貴保安本部	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	門司港湾合同庁舎	093-321-2931(2223)	jcg-7keiri2@gxb.mlit.go.jp
		25	八管	第八管区海上保安本部	第八管区海上保安本部長	貴保安本部	624-8686	京都府舞鶴市下福井901	舞鶴港湾合同庁舎	0773-76-4100(2223)	jcg-8keiri@gxb.mlit.go.jp
		26	九管	第九管区海上保安本部	第九管区海上保安本部長	貴保安本部	950-8543	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	新潟美咲合同庁舎２号館	025-285-0118(2223)	jcg-9keiri3@gxb.mlit.go.jp
		27	十管	第十管区海上保安本部	第十管区海上保安本部長	貴保安本部	890-8510	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	鹿児島第２地方合同庁舎	099-250-9800(2223)	jcg-10shinsa@gxb.mlit.go.jp
		28	十一管	第十一管区海上保安本部	第十一管区海上保安本部長	貴保安本部	900-8547	沖縄県那覇市港町2-11-1	那覇港湾合同庁舎	098-867-0118(2223)	jcg11-keiri-7y4a@ki.mlit.go.jp
63	全気	29	気象	気象庁	気象庁総務部長	貴庁	105-8431	東京都港区虎ノ門3-6-9		03-6758-3900(2412)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		30	気研	気象研究所	気象研究所長	貴研究所	305-0052	茨城県つくば市長峰1-1		029-853-8559(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		31	衛星	気象衛星センター	気象衛星センター所長	貴センター	204-0012	東京都清瀬市中清戸3-235		042-493-4964(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp

（別表）部局一覧表

コード・略称				部局	部局長	申請文	郵便番号	住所		電話番号(内線)	メールアドレス
一括		個別									
64	全台	32	札気	札幌管区気象台	札幌管区気象台長	貴気象台	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西18-2		011-611-6156(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		33	仙気	仙台管区気象台	仙台管区気象台長	貴気象台	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15	仙台第３合同庁舎	022-297-8243(直通)	kaikei.sendai@met.kishou.go.jp
		34	東気	東京管区気象台	東京管区気象台長	貴気象台	204-8501	東京都清瀬市中清戸3-235		042-497-7189(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		35	阪気	大阪管区気象台	大阪管区気象台長	貴気象台	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6301(直通)	kaikei_keiyaku@met.kishou.go.jp
		36	福気	福岡管区気象台	福岡管区気象台長	貴気象台	810-0052	福岡県福岡市中央区大濠1-2-36		092-725-3602(直通)	fukuoka_kaikei@met.kishou.go.jp
		37	縄気	沖縄気象台	沖縄気象台長	貴気象台	900-8517	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	那覇第２地方合同庁舎３号館	098-917-7951(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		38	運安	運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局長	貴委員会	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1	四谷タワー15階	03-5367-5028(直通)	hqt-jtsb-keiyaku@gxb.mlit.go.jp
		39	国総	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究副所長	貴研究所	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1		046-844-5076(直通)	ysk.nil-uketsuke@mlit.go.jp
		40	海審	海難審判所	海難審判所長	貴審判所	102-0083	東京都千代田区麹町2-1		03-6893-2400(代表)	hqt-jmat@gxb.mlit.go.jp